

改正

平成29年3月28日告示第20号

令和元年8月16日告示第66号

山ノ内町空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町内の空き家に関する情報を提供し、都市在住の住民等の定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする山ノ内町空き家バンク事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家とは、町内に存在する建物のうち、個人の居住、営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家バンクとは、山ノ内町内に存する空き家に関する情報の登録及び山ノ内町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して有用な情報を提供するシステムをいう。
- (3) 所有者等 所有者等とは、当該空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 媒介業者 媒介業者とは、山ノ内町が空き家バンクの運営について協定を締結する一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部の会員である業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへ空き家を登録しようとする所有者等は、山ノ内町空き家バンク登録申込書（様式第1号）に山ノ内町空き家バンク登録カード（様式第2号）添えてを町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を書面及び必要に応じて現地調査等を行い確認の上、山ノ内町空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申込者に通知するものとする。
- 3 所有者が暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はそれらと密接な関係を有している者であるときは、空き家バンクの登録ができないものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、山ノ内町空き家バンク登録事項変更（抹消）届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された空き家を

登録台帳から抹消するとともに、その旨を登録者に通知するものとする。

- (1) 登該空き家に係る所有権、その他権利の変動があったとき。
- (2) 登録者から山ノ内町空き家バンク登録事項変更（抹消）届出書（様式第3号）の提出があったとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録者が暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者であったとき。
- (5) その他町長が適当でないとしたとき。

（空き家情報の公表）

第7条 町長は、登録された空き家の情報を山ノ内町公式ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（空き家バンク利用の要件）

第8条 空き家バンクの情報を受け、利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、山ノ内町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) その他町長が適当と認める者

（空き家バンク利用希望者の申込み等）

第9条 利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、山ノ内町空き家バンク利用申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、当該申込者が、暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者であるときは、利用登録ができないものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、速やかに媒介業者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた媒介業者は、速やかに当該利用希望者へ連絡し、町長へその経過を報告しなければならない。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第10条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、これに関与しないものとする。

（情報の提供等）

第11条 町長は、必要に応じて登録者及び利用希望者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家登録者の了解を得た場合、長野県が行う同様の空き家等の情報提供を所管する部署に対して、登録台帳に登録済みの情報を提供することができる。

3 町長は、登録者及び利用希望者が行う空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約等の法律行為並びにこれに付随して生じたトラブル等については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 登録者、利用希望者及び媒介業者は、空き家バンクにおける個人情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適性に管理すること。

- (3) 個人情報、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講ずること。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。